

#### 第1条（総則、定義）

本規約は、当社が運営するサイト「臺灣人在熊本的生活（URL: <https://kumataiwan.com/>）」（以下、「本件サイト」といいます。）への記事広告掲載に関する条件を定めるものです。

本規約における用語の定義は、次の通りとします。

記事広告：本件サイト内の、当社が指定する記事広告欄に、広告主が当社に提出した文章又は当社が広告主から委託を受けて作成した記事（文章に付随する図表、画像等を含む）を掲載する方法による、広告をいいます。

#### 第2条（広告掲載契約の成立）

広告主は、広告料を特定して当社から発行された見積書を確認のうえ、別紙注文書に必要内容を記載し、当社所定のメールアドレスに返信することをもって、本規約に同意のうえで、当該見積書記載の条件で、インターネット広告掲載契約の申し込みをしたものとします。

#### 第3条（掲載条件）

広告主は、記事広告中に、広告主が指定する Web ページへのリンクを設定することができます。

#### 第4条（広告の入稿）

広告主は、記事広告の原稿を広告主が作成する場合、広告掲載開始日の 10 営業日前の 20 時までに、当社に対し、当社が指定する形式により記事広告の原稿を入稿して下さい。

広告主は、当社に対して記事広告の内容の作成を委託する場合、当社の指示に従い、広告素材の取材、資料の提供、広告原稿の確認などの必要な作業を行って、別途当社が定めた原稿完成日までに広告原稿が完成できるよう協力して下さい。

広告主の入稿が前2項の期限に遅れた場合、広告掲載開始日に広告が掲載できず、実際の広告掲載の開始が遅れることがあります。

広告主が入稿する記事広告の原稿及び記事広告からリンクさせる Web ページは、次の各号に該当する内容を含まないものとして下さい。

- 犯罪を肯定・美化する表現・内容
- 性に関する表現で、青少年の保護育成に反すると思われる表現・内容
- 醜悪・残酷な表現で、消費者に不快感を与える恐れのある表現・内容
- 誇大又は虚偽の内容を含む表現・内容
- 非科学的・迷信に類するもので、消費者を惑わせ、あるいは不安を与える表現・内容
- 当社又は他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する表現・内容
- 誹謗中傷・人権侵害になる表現・内容、プライバシー等の他人の権利を侵害する表現・内容

- 政治性又は宗教性がある表現・内容
- 法令、ガイドライン、業界規制又は公序良俗に反する表現・内容
- 当社の競合他社や競合サービスを宣伝する表現・内容
- 前各号のいずれかに該当するおそれのある表現・内容
- その他当社が不適切と判断する表現・内容

広告主が入稿した記事広告の原稿または記事広告からリンクさせる **Web** ページに、前項各号に該当するものが含まれていた場合、当社は広告主に対し、入稿済みの記事広告の原稿またはリンクさせる **Web** ページの変更を求めることができます。

#### 第5条（掲載開始後の取扱い）

広告の掲載開始後、次の各号の一に該当した場合、当社は、当該広告の掲載を停止し、速やかに、広告主に対し、掲載を停止したこととその理由を通知します。

広告又はリンク先 **Web** ページが第4条に該当することが判明した場合

その他当社が広告の掲載を継続することが不適切と判断する場合

前項により広告の掲載を停止した場合であっても、掲載停止の理由が解消した場合は、その解消後速やかに、広告の掲載を再開します。

#### 第6条（権利処理）

広告の掲載に関して、著作権その他の知的財産権の使用がある場合は、広告掲載期間開始日までに、広告主の責任において、広告掲載のために必要な権限を取得しなければなりません。

第4条に基づき当社が作成した記事広告の原稿についての著作権その他一切の権利は、当社に帰属するものとし、広告主は、次の各号に定める方法に限り、当社が製作した広告を利用することができます。なお、この場合、本件サイトに掲載された広告が引用元であることを明示しなければなりません。

- 紙媒体に印刷し配布する方法
- 広告主のホームページに掲載する方法
- 広告主の SNS、メールマガジンで発信する方法
- 広告主のバナー広告においてリンク先として使用する方法
- その他当社が事前に書面により承諾した方法

#### 第7条（保証）

広告主は、当社に対し、広告内容が法令に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害しないことを保証します。

当社が、第三者より、本規約に基づき掲載した広告に関して、クレーム、損害賠償請求その他の請求（以下「クレーム等」という。）を受けた場合、対象となる広告の広告主は、その責任及び負担においてこれを解決するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により当該損害が生じた場合にはこの限りではありません。

#### 第8条（広告掲載料）

広告掲載料の金額は、別途の合意がない限り、広告主が第2条の契約申し込みの際に引用した見積書で特定された金額とします。

当社は、広告主に対し、当該広告の広告掲載開始日の属する月の末日までに、広告掲載料を請求し、広告主は、その翌月末日までに、広告掲載料を当社指定の金融機関口座に振込送金する方法により支払います。なお、振込手数料は広告主の負担とします。

#### 第9条（支払遅延）

広告主が前条に定める広告掲載料の支払を遅滞した場合、広告主は当社に対して年14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

広告主が前条に定める広告掲載料その他当社に対して負担する債務の支払を遅滞する場合、当社は、広告主がすべての債務を完済するまで、広告主との間で成立している広告掲載契約に基づくすべての広告掲載を停止できるものとします。

前項の場合、広告主は当社に対し、当該広告掲載が停止されることにつき、広告掲載料の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができないものとします。

#### 第10条（契約の解除）

広告主が次の各号に該当する場合、当社は、広告主に対する催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- 広告掲載料の支払を遅滞する場合
- 広告掲載契約又は当社との間のその他の契約に違反し、当社の催告にも関わらず、違反の状態が解消されることなく相当期間が経過したとき
- 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分、又は営業免許取消などの公権力の処分を受けたとき
- 特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始等の申立てがあったとき
- 広告主又は広告主の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合などで、広告主から委託を受けた広告掲載を継続することが当社の利益、信用を阻害するおそれがあると当社が判断したとき
- その他前各号に準ずる広告掲載契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

広告主が前項各号の一に該当する場合、広告主は、当社に対して負担する一切の債務に関する期限の利益を直ちに喪失し、直ちに弁済しなければならないものとします。

#### 第11条（免責）

当社は、次の各号のいずれかの事由により、広告を掲載することができなくなった場合、損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。

- 停電
- 通信回線の事故
- 天災等の不可抗力
- 通信事業者の不履行

- インターネット通信回線の不具合
- サーバー等のシステム上の不具合又は緊急メンテナンスの発生
- その他当社の責めに帰すことのできない事由

当社は、広告内容の完全性、適法性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わないものとします。

#### 第12条（広告掲載終了後の処理）

本規約に基づく広告掲載契約の終了後も、第7条、及び第15条ないし第19条は存続するものとします。

#### 第13条（損害賠償）

当社は、本規約に基づく広告掲載契約に関し、広告主の責めに帰すべき事由により当社が被った損害について、広告主に対しその賠償を求めることができます。

#### 第14条（守秘義務）

当社及び広告主は、本規約に基づく広告掲載契約に関して知り得た相手方の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとします。

#### 第15条（権利譲渡の禁止）

広告主は、当社の同意なしに、本規約に基づく広告掲載契約上の地位又は権利を第三者に譲渡することはできません。

#### 第16条（合意管轄）

本規約に基づく広告掲載契約に関する訴訟については、熊本地方裁判所とします。

#### 第17条（協議事項）

本規約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、関係法令及び一般慣習に従い、当社及び広告主は、誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

本契約に関して訴訟が必要な場合は、熊本地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

以上